

平成20年度東大和市教育委員会の
権限に属する事務の管理執行状
況の点検及び評価報告書

平成22年3月
東大和市教育委員会

目 次

第1章 教育委員会の点検及び評価について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 点検及び評価の目的 | 1 |
| 2 | 点検及び評価の内容 | 1 |

第2章 教育委員会議について

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 教育委員会議の開催状況 | 2 |
| 2 | 教育委員会議等の審議状況 | 2 |
| 3 | 教育委員会議以外の教育委員の活動状況 | 7 |

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成20年度主要施策の点検 及び評価について

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 | 8 |
| 2 | 基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長 | 12 |
| 3 | 基本方針3「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興 | 21 |
| 4 | 基本方針4「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進 | 30 |

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

【資料】

- | | |
|--|----|
| 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検
及び評価実施要綱 | 39 |
|--|----|

第1章 教育委員会の点検及び評価について

1 点検及び評価の目的

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

これにより、東大和市教育委員会では、本市における教育の基本方針に基づく平成20年度の主要施策や事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を次のとおりまとめました。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価の内容

（1）点検及び評価の対象

- ① 平成20年度東大和市教育委員会の運営状況について
- ② 平成20年度東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・事務事業について

（2）点検及び評価の方法

- ① 点検及び評価は、前年度の教育委員会の運営状況・主要施策等の取組状況（実績）を明らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示し、毎年度1回実施します。
- ② 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取します。
 - ア 定員 3人（内2人は市民公募）
 - イ 任期 3年
- ③ 点検及び評価結果を取りまとめた報告書を市議会へ提出するとともに、公表します。

第2章 教育委員会議について

東大和市教育委員会の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条の規定に基づき東大和市教育委員会に提出し、審議しました。

1 教育委員会議の開催状況

教育委員会議については、原則として毎月1回「教育委員会定例会」を、必要に応じ「教育委員会臨時会」開催し、議案の審議を行いました。

また、教育委員会議の他に、随時、教育委員懇談会を実施しました。（合計で27回開催しました。）

- (1) 教育委員会定例会…………… 12回、教育委員会臨時会…………… 3回
 (2) 教育委員懇談会…………… 8回、教育委員懇談会臨時会…………… 4回

2 教育委員会議等の審議状況

- (1) 教育委員会定例会及び臨時会（合計で50件について審議しました。）

【内容区分】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針…………… 1件
 ② 委員会規則等の制定・改廃…………… 15件
 ③ 委員会・学校・教育機関の職員の人事…………… 3件
 ④ 教育予算・議会の議決を経るべき議決の意見の申し出…………… 8件
 ⑤ 教育財産の取得・公用廃止…………… 0件
 ⑥ 教科書の採択…………… 2件
 ⑦ 学校給食の計画・基本方針…………… 4件
 ⑧ 法令又は条例に基づく附属機関の委員等の委嘱・解嘱…………… 9件
 ⑨ 法令又は委員会規則等に基づくもの…………… 8件

○第1回臨時会(20年4月1日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第35号議案	東大和市教育委員会教育長の任命について(承認)	⑨
第1号選挙	東大和市教育委員会委員長の選挙について(承認)	⑨
第2号選挙	委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について(承認)	⑨

○第4回定例会(20年4月25日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第6号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	②
第7号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	②
第36号議案	東大和市立郷土博物館館長の任命について(承認)	③
第37号議案	東大和市社会教育委員の委嘱について(承認)	⑧
第38号議案	平成20年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について(承認)	⑨
第39号議案	東大和市立小中学校施設使用条例の一部改正に係る意見の申し出について(承認)	④
第40号議案	東大和市体育指導委員の委嘱について(承認)	⑧

○第5回定例会(20年5月23日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第41号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(承認)	⑧
第42号議案	東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱等について(承認)	②
第43号議案	東大和市立公民館運営審議会委員の解職について(承認)	⑧
第44号議案	東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について(承認)	⑧

○第6回定例会(20年6月27日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第11号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第45号議案	東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程(可決)	②
第46号議案	平成20年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について(承認)	⑨

○第7回定例会(20年7月25日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第47号議案	東大和市が行う情報公開に関する規則の一部を改正する規則(可決)	②
第48号議案	東大和市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則(可決)	②
第49号議案	東大和市立学校職員服務規程の一部を改正する規程(可決)	②
第50号議案	平成21年度東大和市立小学校用教科書の採択について(承認)	⑥
第51号議案	平成21年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について(承認)	⑥

○第8回定例会(20年8月22日)

付議事件 なし

○第9回定例会(20年9月26日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第12号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④

○第10回定例会(20年10月24日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第52号議案	東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について(承認)	④

第 53 号議案	東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申し出について(承認)	④
----------	---------------------------------------	---

○第 11 回定例会(20 年 11 月 27 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 54 号議案	東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(可決)	②

○第 12 回定例会(20 年 12 月 19 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 13 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第 55 号議案	東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価実施要綱(承認)	②
第 56 号議案	東大和市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程(可決)	②
第 57 号議案	東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程(可決)	②
第 58 号議案	東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(可決)	②

○第 1 回定例会(21 年 1 月 22 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 1 号議案	給食日数増に伴う給食費の改定について(承認)	⑦
第 2 号議案	東大和市教育委員会の教育目標及び平成 21 年度東大和市教育委員会の基本方針について(承認)	①
第 3 号議案	東大和市学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則(可決)	②

○第 2 回定例会(21 年 2 月 27 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 1 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第 4 号議案	給食日数増に伴う給食費の改定について(承認)	⑦
第 5 号議案	東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則(可決)	②
第 6 号議案	平成 21 年度東大和市学校給食事業計画及び平成 21 年度東大和市学校給食会計予算の諮問について(承認)	⑦
第 7 号議案	東大和市学校給食センター運営委員の委嘱について(承認)	⑧

○第1回臨時会(21年3月26日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第14号議案	平成19年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書(案)について(承認)	⑨

○第2回臨時会(21年3月28日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号選挙	東大和市教育委員会委員長の選挙について(承認)	⑨
第2号選挙	委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について(承認)	⑨

○第3回定例会(21年3月30日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第2号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第3号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第8号議案	東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について(承認)	③
第9号議案	東大和市立学校学校医の委嘱について(承認)	⑧
第10号議案	東大和市立学校学校薬剤師の解職について(承認)	⑧
第11号議案	東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について(承認)	⑧
第12号議案	東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則(可決)	②
第13号議案	平成21年度東大和市学校給食事業計画及び平成21年度東大和市学校給食会計予算の答申について(承認)	⑦

(2) 教育委員懇談会及び懇談会臨時会 (合計で23件について協議しました。)

○第3回懇談会 (平成20年4月11日)

協議項目	1 全国学力・学習状況調査について
------	-------------------

○第4回懇談会 (平成20年5月12日)

協議項目	1 家庭・地域の教育力の向上に関する方策について
------	--------------------------

○第1回懇談会臨時会 (平成20年6月23日)

協議項目	1 平成20年度教科書採択の手順について
------	----------------------

○第5回懇談会（平成20年7月11日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成21年度使用小学校用教科書及び小・中学校特別支援学級用教科書の採択について 2 東大和市公立小中学校PTA連合協議会との懇談会について
------	--

○第6回懇談会（平成20年8月8日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 学習指導要領の改訂に伴う「東大和市立学校の管理運営に関する規則」の改正について
------	---

○第2回懇談会臨時会（平成20年9月10日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭・地域の教育力の向上に関する方策について
------	--

○第7回懇談会（平成20年10月9日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校規模等の適正化について 2 学習指導要領の改訂に伴う対応策について
------	--

○第8回懇談会（平成20年11月7日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校規模等の適正化について 2 東大和市教育委員会の点検・評価について 3 学習指導要領の改訂に伴う対応策について
------	---

○第3回懇談会臨時会（平成20年11月27日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部改正について 2 東大和市教育委員会の点検・評価について
------	---

○第1回懇談会（平成21年1月9日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校規模等の適正化について 2 給食日数増に伴う給食費の改定について 3 平成20年度卒業式における教育委員会告辞及び平成21年度入学式における教育委員会告辞について
------	---

○第2回懇談会（平成21年2月13日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市教育委員会の点検・評価について 2 学校規模等の適正化について 3 水銀灯の笠の落下に伴う点検結果報告について 4 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部改正について 5 東大和市体育施設等指定管理者制度導入スケジュールについて
------	---

○第1回懇談会臨時会（平成21年2月27日）

協議項目	1 東大和市教育委員会の点検・評価について
------	-----------------------

3 教育委員会議以外の教育委員の活動状況

教育委員は、教育委員会議への出席以外に、平成20年度は学校訪問、各種行事等に延べ130回参加しました。

- (1) 東京都市町村教育委員会連合会（6回）
 - ① 東京都市町村教育委員会連合会定期総会（5月）
 - ② 東京都市町村教育委員会連合会理事会（4、8、1月）
 - ③ 東京都市町村教育委員会連合会研修会（10、2月）

- (2) 関東甲信静市町村教育委員会連合会（1回）
 - ① 総会及び研修会（5月）

- (3) 学校訪問（36回）
 - ① 授業公開（14回）
 - ② 道徳事業地区公開講座（13回）
 - ③ 教育委員学校訪問（7回）
 - ④ 教育の日やまと（2回）

- (4) 学校各種行事・儀式（65回）
 - ① 入学式・卒業式・運動会（45回）
 - ② 展覧会・学芸会（8回）
 - ③ 五小・六小40周年記念行事（2回）
 - ④ 合唱コンクール（5回）
 - ⑤ 連合書初め展（1回）
 - ⑥ 連合音楽会（1回）
 - ⑦ 学習発表会（3回）

- (5) 教育委員会等各種行事（22回）
 - ① 文化協会総会、祭典（2回）
 - ② 体育協会評議委員会（1回）
 - ③ 第38回市民文化祭開会・閉会式（2回）
 - ④ 合気道40周年式典（1回）
 - ⑤ 第39回ふれあい市民運動会（1回）
 - ⑥ スポーツレクリエーションフェスティバル（1回）
 - ⑦ 第55回成人式（1回）
 - ⑧ 全国青少年健全育成強調月間駅頭キャンペーン（1回）
 - ⑨ 公民館まつり（5回）
 - ⑩ 第43回ロードレース（1回）
 - ⑪ 第19回多摩湖駅伝大会（1回）
 - ⑫ PTA連合協議会総会、懇談会、講演会（3回）
 - ⑬ 市政功労者表彰式（1回）
 - ⑭ 消防出初式（1回）

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成20年度主要施策の点検及び評価について

基本方針1

「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての市民が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。

(1) 人権教育の推進

- ① 「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。
- ② 相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を行う。
- ③ 体罰による人権侵害を決して許さず、誰もが持つよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、体罰防止プラン等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

(2) 社会への貢献

- ① 市民の教育に対する関心を高め、教育について共に考える「教育の日やまと」や「東京都教育の日」等を活用し、学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。
- ② 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を、学校、家庭、地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。

(3) いじめ・不登校の対策

いじめ・暴力行為・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、教育センターの活用、訪問指導等により、学校における教育相談機能の充実を図る。

特に、「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに万全の対応を期す。

(4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会、PTAなどの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、非行防止や犯罪から守る教育（「セーフティ教室」「情報モラル教育」）などをとおして、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

（１）人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東大和市男女共同参画都市宣言」等に基づき、人権教育を推進する。

■施策の取組状況

① 人権教育推進委員会の開催

人権教育推進委員会（担当校長２名、各校主幹・教諭１５名）を年間３回開催し、本市における地域・学校の実態に即した人権教育推進上の課題や学校教育における具体的な方策を検討した。

② 各学校における「人権教育の全体計画及び年間指導計画」の作成

市内全小・中学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の実態に即して校務運営組織を整え、組織的・計画的に人権教育を推進した。

③ 各学校における体罰防止プランの作成

市内全小・中学校において体罰防止プランを作成し、児童・生徒が将来への希望をもち、望ましい行動について自らが考え、行動できるように、教職員間で信頼関係に基づく指導の在り方やよりよい指導法についての理解を深め、指導を行った。
(指導室)

■今後の取組の方向性

人権教育に関する研修会を一層充実させ、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解する中で、組織的・計画的に学校全体の人権教育を進める。

(指導室)

（２）社会への貢献

児童・生徒が、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくみ、家庭や地域と連携して、様々な体験活動を推進し、東京都教育委員会の「心の東京革命」教育推進プランの実施に努める。

■施策の取組状況

① 「教育の日やまと」の開催

「教育の日やまと」において、教育課題解決に向けた校内研究を支援するために設けられた研究奨励校（小学校７校・中学校２校）の研究発表会を開催し、教職員や保護者、市民が共に教育について考える機会を設けた。

参加人数延べ ８１３名

② 「道徳授業地区公開講座」の全校実施

家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、道徳授業地区公開講座を市内小・中学校全校（小学校１０校、中学校５校）で実施した。

参加者 教職員１４７名、保護者６０３名、地域４５名、講師１１名、授業協力者４名

③ 「東大和市あいさつふれあい月間」の実施

大人から子どもたちに、「あいさつ」や「一声」かけることをとおして、地域の大人と子どもたちとの『ふれあいのきずな』を強めていくことを目的として11月に「東大和市あいさつふれあい月間」の取組を実施した。

11月5日に「駅頭キャンペーン」を教育委員（5名）の参加のもとに市内各駅（東大和市駅、武蔵大和駅、玉川上水駅）及び市内スーパーマーケット前交差点にて行った。

しおり配布 700枚

（指導室）

■今後の取組の方向性

教育について共に考える機会として「教育の日やまと」等を活用し、学校、家庭、地域が協働した取り組みを一層推進する。

（指導室）

（3）いじめ・不登校の対策

いじめ・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校における教育相談機能の充実及び教育センター、訪問による教育相談等の教育相談体制の整備・充実を図る。

特に、「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに万全の対応を期す。

■施策の取組状況

① 全中学校及び一部の小学校へのスクールカウンセラー配置

市内全中学校（5校）と一部の小学校（3校）にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図った。

② さわやか教育相談室、教育情報室及びサポートルーム（適応指導教室）、訪問相談の連携

さわやか教育相談室、教育情報室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行った。

また、サポートルーム連絡会を開催し、東京都教育相談センターから不登校対策専門相談員を招聘し、指導助言を受けて、連携を行った。

サポートルーム連絡会 年間3回開催

③ メンタルサポートスタッフの派遣

不登校や不登校傾向、学校不適應の児童・生徒の情緒面の安定や生活への適応を図るため、学校、家庭、適応指導教室等にメンタルサポートスタッフを派遣した。
年間延べ424件

④ 24時間電話教育相談の開設

市内在住、在学の児童・生徒やその保護者を対象として、心身の健康、行動、学習、進路等について、毎週火曜日に24時間電話教育相談を開設した。

相談件数 年間58回

⑤ 子どもの人権オンブズマン

人権上の諸問題に関する相談活動を通じて、関係機関と連携しながら児童・生徒の人権を守り、広く人権尊重の精神の育成を図るため、子どもの人権相談コーナー（通称「子どもの人権オンブズマン」）を教育センター教育情報室内に毎月第2、第4水曜日（午後3時から午後5時）に開設した。

年間 計24回

⑥ スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会の実施

スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会を開催し、市内のスクールカウンセラー、教育相談室相談員、訪問相談員、子ども家庭支援センター職員、子どもの人権相談コーナー相談員等が一堂に会して、市内の教育相談に関する現状と課題について理解を深めた。

年間3回開催

⑦ 不登校対策研究推進チームの設置

教育委員会内に、不登校対策研究推進チームを設置し、不登校対策講演会を実施した。また、各機関との連携を行うとともに、各校の欠席対応について分析を実施した。その結果、不登校児童・生徒が昨年度比15%減の107名となった。

(指導室)

■今後の取組の方向性

教育相談体制をより一層充実するため、スクールカウンセラーの活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

不登校対策協力校を募り、教育委員会不登校対策研究推進チームを中心に不登校児童・生徒の減少のために、欠席受付方法の工夫等を実施し、不登校児童・生徒の一層の減少を目指す。

(指導室)

(4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会、PTAなどの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、非行防止や犯罪から守る教育(「セーフティ教室」「情報モラル教育」)などをおして、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

■施策の取組状況

① セーフティ教室の全校実施

セーフティ教室を市内小・中学校全校で実施し、児童・生徒の健全育成と充実を図り、保護者・地域住民の参加のもと、非行防止・犯罪被害防止教育を推進した。

② 東大和市公立学校健全育成会議の実施

東大和市立小・中学校に在籍する児童・生徒の健全育成に関する問題の発生防止、発生後の対応等について、学校教育関係者等の連携を図るため、東大和市公立学校健全育成会議を開催した。

年間3回

③ 学校と東大和警察署連絡会の実施

学校と警察署が相互に協力し、連携を密にして児童・生徒の非行防止、健全育成を図るため、学校と東大和警察署連絡会を開催した。

年間1回

(指導室)

■今後の取組の方向性

① 携帯電話、インターネットによる児童・生徒の被害防止を図るため、セーフティ教室における情報モラル教育の一層の充実を図る。

② 東大和市公立学校健全育成会議における協議内容の一層の充実を図る。

③ 東大和警察署とより一層の連携を図り、児童・生徒の非行防止、健全育成に努める。

(指導室)

基本方針 2

「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術が進展する社会にあつて、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の生きる力としての道徳性、社会性、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を育成することが求められる。

そのために、確かな学力をはぐくみ、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

(1) 国際社会への対応

- ① 児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の各校種間のつながりや学校間及び保育園等との連携を重視した教育を推進する。特に、小・中学校の円滑な接続を図るために、小学校・中学校が連携した教育の在り方を改善する取組の充実を図る。
- ② 児童・生徒が自らの資質や能力を発見し、主体的に自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、カリキュラムや指導法の工夫・改善を進める。

(2) 基礎学力の向上

新学習指導要領への対応を検討するとともに、基礎的な学力の定着を図り、児童・生徒の特性や進路希望の多様化等に対応するため、習熟の程度等に応じた少人数の学習集団による指導を拡充し、選択教科の内容の充実を図る。

また、指導と評価の一体化、授業改善推進プランに基づいたカリキュラム、授業の工夫・改善を進め、思考力、判断力、表現力その他の能力を育成し、個に応じた多様な教育を推進する。

(3) 読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度をはぐくむため、「東京都子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、学校図書館指導員等の環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にかかわれる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

(4) 授業改善推進プラン

小・中学校においては、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果等に基づき「授業改善推進プラン」を作成・実施・改善していく授業改善サイクルを確立する。さらに、児童・生徒及び保護者等からの授業評価を活用し、授業改善を促すことで、児童・生徒の学力向上を推進する。

(5) 職場体験学習の充実

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、上級学校、職業等にかかわる適切な情報収集・提

供等のガイダンス機能の活性化を推進するとともに、ニート、フリーターと呼ばれる若年者の増加の問題に対し、将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じてはぐくむ教育を充実する。

(6) 教育環境の整備

良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、経年劣化している学校の施設・設備について計画的な改修・改善を推進する。

また、東大和市立学校規模等適正化審議会からの答申を踏まえ、引き続き学校規模の適正化に向けて調査・研究を進める。

(7) 特色ある教育活動

市立小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、社会教育施設等と連携し、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

(8) 環境教育の推進

持続可能な社会の構築に向け、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、環境保全活動及び環境教育を推進する。

(9) 食に関する教育の充実

生涯を通じて、健康で豊かな生活を送るため、「食育基本法」の趣旨を踏まえ、食育を生きる上での基本とし、食に関する教育の一層の充実を図る。

(10) 特別支援教育を推進

発達障害も含めた多様な障害のある児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

- ① 各学校における特別支援教育を一層充実するため、校内委員会等を中心とした発達障害等の早期発見・早期支援のためのシステムの確立を図る。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会の充実やコーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実に努める。
- ③ 障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 就学指導委員会の下に通級部会を設置するなど、就学相談体制の充実を図る。

(11) 伝統文化の理解

日本や世界の伝統・文化に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

(1) 国際社会への対応

国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす、多様な教育手法等を拡充する。

■ 施策の取組状況

① ALT（外国人講師）の派遣

中学校の外国語（英語）授業において英語の発声や発音の仕方を理解させるため、ALT（外国人講師）を派遣した。

派遣時間 中学校 5 1 9 時間

② 日本語指導員の派遣

帰国子女や外国籍で日本語が話せない児童・生徒の円滑な学習や学校生活の適応を図るため、日本語指導員を学校へ派遣した。

派遣時間 3 6 1 時間（対象児童数 7 名、対象生徒数 4 名）

（指導室）

■今後の取組の方向性

- ① 小学校 5、6 年生の外国語活動必修化に伴い、カリキュラムや教材づくりを研究するため、教員向けの研修を実施する。
- ② ALT（外国人講師）の派遣を拡充する。

（指導室）

（2）基礎学力の向上

新学習指導要領への対応を検討するとともに、基礎的な学力の定着を図り、児童・生徒の特性や進路希望の多様化等に対応するため、習熟の程度等に応じた少人数の学習集団による指導を拡充し、選択教科の内容の充実を図る。

また、指導と評価の一体化、授業改善推進プランに基づいたカリキュラム、授業の工夫・改善を進め、思考力、判断力、表現力その他の能力を育成し、個に応じた多様な教育を推進する。

■施策の取組状況

① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員の配置

きめ細やかな指導を行うため、学習指導員を配置し、より効果の高い習熟の程度等に応じた少人数指導を実施した。

配置校 小学校 8 校、中学校 3 校

- ② 「児童・生徒の学力向上を図るための調査結果及び指導のポイント」の作成・配付
学力・授業力向上推進委員会を設置して、調査結果を分析し、「児童・生徒の学力向上を図るための調査結果及び指導のポイント」を作成するとともに、国語・算数・数学の「わかる・できるプリント」を作成し、各学校へ配付した。

（指導室）

■今後の取組の方向性

- ① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員を、全校に配置し、少人数の学習集団による指導を拡充する。
- ② 学力・授業力向上推進委員会における調査分析を生かした教材づくりを行う。

（指導室）

（3）読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度をはぐくむため、「東京都子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、学校図書館指導員等の環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にかかわれる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

■施策の取組状況

- ① 学校図書館指導員の配置

個々の児童・生徒の読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書活動を身に付けることができるよう学校図書館指導員を配置し、学校図書館の整備・充実を図った。

配置校数 小学校10校、中学校4校（中学校1校は、応募者がなく配置できず）
(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 学校図書館指導員を全校配置し、指導員を活用した児童・生徒の読書活動の支援を拡充する。

(指導室)

(4) 授業改善推進プラン

小・中学校においては、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果等に基づき「授業改善推進プラン」を作成・実施・改善していく授業改善サイクルを確立する。さらに、児童・生徒及び保護者等からの授業評価を活用し、授業改善を促すことで、児童・生徒の学力向上を推進する。

■施策の取組状況

- ① 全小・中学校の授業改善推進プランの作成

児童・生徒にとって魅力ある授業を展開するため、授業改善を図った。また、学力向上についての保護者や市民の期待に応えるため、市内全小・中学校において、「授業改善推進プラン」を作成した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を踏まえた授業改善推進プランを作成・活用し、確かな学力向上を図る。

(指導室)

(5) 職場体験学習の充実

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、上級学校、職業等にかかわる適切な情報収集・提供等のガイダンス機能の活性化を推進するとともに、ニート、フリーターと呼ばれる若年者の増加の問題に対し、将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じてはぐくむ教育を充実する。

■施策の取組状況

- ① 中学校職場体験が可能な事業者への協力要請

商工会を通じて、市全体の事業者へ中学生の職場体験受け入れの協力要請を行った。

- ② 各学校への情報提供

職場体験の受け入れ先等についての情報を各学校に提供した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

中学校職場体験学習の機会が得られるよう、市内民間事業者や関係団体等へ協力を要請する。

(6) 教育環境の整備

良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、経年劣化している学校の施設・設備について、計画的な改修・改善を推進する。

また、東大和市立学校規模等適正化審議会からの答申を踏まえ、引き続き学校規模の適正化に向け、調査・研究を進める。

■施策の取組状況

① 計画的な改修・改善

良好な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の整備を行った。

ア 耐震化を促進するため、前倒しを含め計5校の校舎耐震二次診断を実施した。

(九小、十小、一中、三中、四中)

イ 耐震化を図るため、校舎耐震補強設計を実施した。(五小)

ウ 安全・安心な学校とするため、校舎耐震補強工事を実施した。(三小)

エ より安全でよりおいしい水を児童に供給するため、水飲み栓直結化を実施した。

(四小、六小)

オ トイレ環境を改善するための大規模改修工事を実施した。(二小)

カ 音楽室に冷房設備を設置した。(九小、十小)

(学校教育課)

② 学校規模の適正化に向けた調査・研究

平成16年3月の東大和市立学校規模等適正化審議会からの答申を踏まえ学校別に児童・生徒数の推計を行うとともに、教育懇談会において三小・五小・六小・八小の学校規模の適正化について調査・研究を行った。

(学校教育課)

③ 学校給食における今後のあり方の再検討について

平成20年4月に市長から教育委員会に対して、「学校給食における今後のあり方の再検討について」(依頼)があった。このことを踏まえた計画立案のため、各市の情報収集及び視察した。

(給食課)

■今後の取組の方向性

① 良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、計画的に学校施設の整備を行う。特に、児童・生徒の安全性の確保を併せ地域の避難場所としての役割を果たす、小中学校施設の耐震化の推進を図る。

(学校教育課)

② 市立学校の適正規模及び適正配置のあり方について調査・検討するため、学識経験者及び公募市民による検討委員会を設置する。

(学校教育課)

③ 「学校給食における今後のあり方の再検討について(依頼)」を踏まえて、教育委員会から「東大和市学校給食計画(案)」を東大和市学校給食センター運営委員会に諮問し答申を得る。

(給食課)

(7) 特色ある教育活動

市立小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に
対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、
社会教育施設等と連携し、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

■施策の取組状況

① 特色ある教育活動を推進

特色ある教育活動を推進するために、博物館等の社会教育施設の活用による総合
的な学習の時間など、地域の教材を活用した授業を積極的に実施した。

実施校 小学校8校 31回実施 (指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育施設（郷土博物館）・市内社会施設等との連携を図り、地域の教材を
活用した授業の一層の充実を図る。また、教育課程編成時に特色ある教育活動を実
施できるよう、情報提供を行う。

(指導室)

(8) 環境教育の推進

持続可能な社会の構築に向け、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の
推進に関する法律」に基づき、環境保全活動及び環境教育を推進する。

■施策の取組状況

① 各学校の特色に応じた環境教育の実施

各学校の特色に応じ、屋上緑化、環境ビオトープを活用したホタルの飼育及び生
物の観察などの環境教育を推進した。

小学校5校

② 地球温暖化等の環境への関心を高める

エコチャレンジなどの実践的なプログラムを体験させる環境教育を、全小学校で
実施した。

小学校10校

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 地球温暖化等の環境への関心を高めるため、エコチャレンジなどの実践的なプロ
グラムを体験させる環境教育を、全小・中学校で実施することを指針とする。

(指導室)

(9) 食に関する教育の充実

生涯を通じて、健康で豊かな生活を送るため、「食育基本法」の趣旨を踏まえ、
食育を生きる上での基本とし、食に関する教育の一層の充実を図る。

■施策の取組状況

① 全小・中学校における全体計画の作成

食に関する教育の充実を図るために、全小・中学校において食育の全体計画を作
成し、教務主任会で情報を共有して計画の充実を図った。

- ② すべての小・中学校において食育の全体計画に加え、食育の年間計画を作成し、

一層の充実を図った。また、夏季研修会において食育に関する研修会を実施し、先進校の実践を学んだ。

(指導室)

③ 児童への食に関する指導

学校と連携し、給食を生きた教材として指導を行った。第二給食センター管轄の小学校2校（八小、十小）で行った。

○対象学年及び内容

月	対象学年	内 容 (テーマ)
5月	1年生	給食センターの紹介
6月	5年生	歯を丈夫にしよう
7月	3年生	地場産の野菜について (夏の野菜)
9月	5年生	秋の食べ物について
10月	6年生	目の健康・栄養・食品について
11月	3年生	地場産の野菜について (冬の野菜)
12月	4年生	冬至について
1月	6年生	学校給食週間 感謝して食べる (給食の歴史について)
2月	2年生	牛乳のカルシウムについて
3月	1年生	食品の名前と働きについて (食べ物の名前を知ろう)

④ 中学生を対象とした食育

第三中学校1年生、第四中学校1年生を対象に給食について、地場野菜についての食育を行った。

⑤ 給食への地場産使用

東大和市の地場野菜（夏野菜と冬野菜：6品目）を給食に取り入れた。地場野菜の使用について紹介する資料を作成し、各学校へ配付した。

また、全校15校へ出向き、児童・生徒へ地場野菜について紹介した。

⑥ 新規採用教職員への食育

食育基本法の内容や特徴について、東大和市中で行っている食育の現状を説明した。また、教科との関連で食育を行う場合の紹介を行った。

⑦ 保護者を対象とした食育

第四中学校保護者対象に「生活リズムと食事の大切さ」について食育を行った。

(給食課)

■今後の取組の方向性

①② 引き続き、関係部署と連携し、児童・生徒への食に関する指導を推進する。

(指導室)

③④ 引き続き、給食を「生きた教材」とし、児童・生徒への食育を推進する。

⑤ 地域の農家の方への感謝する気持ちを持たせるために、今後も地場産の食材を給食に取り入れるとともに、使用種類を増やし、より一層の活用を行う。

⑥ 食育をより理解し広げていくために、今後も継続して行っていく。食育基本法の趣旨や制定された背景を含め学校給食への理解をより深める。

また、現在、給食センターで行っている食育の現状を紹介し、引き続き教職員との連携を図っていく。

⑦ 児童・生徒への食育は給食センターや学校だけでなく、地域・保護者の協力が必要であることから学校と連携を図りながら、保護者への食育を積極的に推進してい

く。

(給食課)

(10) 特別支援教育を推進

発達障害も含めた多様な障害のある児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

■ 施策の取組状況

- ① 教育委員会の組織編制変更に伴い、特別支援教育担当を設置し、各学校への支援、体制の強化を図った。
- ② **小・中学校における特別支援教育を円滑に進める体制の整備**
特別支援教育の推進のため、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心とした、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援のしくみとして、具体的な取組手順と方法を示した「東大和市特別支援教育取組マニュアル」を作成し、全小・中学校へ配布した。
- ③ **特別支援学級設置校長会の実施**
特別支援学級設置校長会を実施し、充実を図る上での課題解決を図った。
3回実施
- ④ **特別支援ネットワーク**
保健・医療、福祉等関係機関が連携し、発達障害のある幼児・児童・生徒が幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、特別支援ネットワーク準備会を開催し、検討を行った。また、関係相談機関が主催する個別のケース会議において具体的な支援策等の話し合い及び連携をとった。
- ⑤ **巡回指導・相談体制の整備**
巡回相談体制を見直し、既存の心理相談員（臨床心理士）1名に加え、不登校対策を主に行っていた訪問教育相談員（臨床心理士）2名を統合するとともに、教員免許を持つ巡回指導員（特別支援教育士）1名を新たに配置し、不登校・発達障害等を含めた広義の特別支援教育に係る巡回相談を4名体制で実施した。これにより学級での行動観察や心理検査等を通して学級担任への指導・助言、保護者相談をより丁寧に行った。
- ⑥ **就学相談体制の充実**
就学相談件数（通級入級相談件数）の増加に対応するため、既存の心身障害児就学指導委員会の下部組織として、在籍児童・生徒のうち通級入級に係る調査審議を専門に行う通級部会を新たに設置した。
就学相談46件　通級入級相談28件
- ⑦ **副籍制度**
東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の中で希望者が、居住する学区の小・中学校に副次的な籍をもち、通常学級の児童・生徒との相互理解を図るため、間接交流（学校だよりの交換等）や直接交流（行事への参加等）を行った。

小学部副籍者	14名
中学部副籍者	12名
計	26名

(学校教育課)

■ 今後の取組の方向性

- ① 「東大和市特別支援教育取組マニュアル」に基づいた校内支援体制を推進するため、校内委員会や特別支援教育コーディネーターが個別支援カードや個別指導計画を作成・活用できるように、巡回相談体制の充実を図るとともに、特別支援教育の保護者向け啓発パンフレットを作成し配布する。
- ② 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援し、小学校との連携を強化するため、就学支援シートを活用した取組、周知・啓発を行う。
- ③④ 特別支援教育を推進するため、特別支援教育検討委員会等で校内委員会を中心として各学校で発達障害を含めた支援の必要な児童・生徒の早期発見・早期支援が行えるよう、体制づくりの検討を進める。
- ⑤ 小・中学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターを支援するために、巡回相談体制の充実を図り、各校で抱える問題について専門的に助言し解決を図る。
- ⑥ 就学相談件数の増加や多様化に伴い、就学相談体制の一層の充実を目指す。
(学校教育課)

(11) 伝統文化の理解

日本や世界の伝統・文化に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■ 施策の取組状況

- ① **日本の伝統文化に触れる機会の充実**
小・中学校鑑賞教室を通じて、日本の伝統文化に直接触れる機会をもち、そのすばらしさと奥深さを体験させた。
能楽等 1校 日本のお話劇 1校
- ② **社会科副読本「わたしたちの東大和」の作成**
東大和市理解するために、社会科副読本「わたしたちの東大和」を作成し、小学校3年生に無償で配布した。
また、「私たちの東大和」の教師用指導書の内容を見直した。
- ③ **社会科副読本改訂委員会の実施**
副読本をよりよいものに改訂するために、委員会を実施した。
年間3回
- ④ **A L T (外国人講師) の派遣**
小学校の総合的な学習の時間において、異なる文化をもつ人々との交流を体験し、文化等に対する理解を深めるため、A L T (外国人講師) を派遣した。
派遣時間 小学校359時間

■ 今後の取り組みの方向性

- ① 小・中学校鑑賞教室等を通じて、日本の伝統文化に触れる機会の充実を図る。
- ② 社会科副読本の一層の充実を図るため、「私たちの東大和」を見直す。
- ③ 小学校に対するA L T (外国人講師) の派遣の拡充をする。

基本方針 3

「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

少子高齢化や核家族化が進む中で、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって、自由に学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、さらに、推進が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実に努める。

(1) 生涯学習の推進

平成19年度からの第二次生涯学習推進計画に基づき、生涯学習の振興を図り、市民が主役の生涯学習社会の実現を目指す。

(2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、生涯学習関連機関との連携・協力を図るとともに、市民の生涯学習を総合的に支援する。

(3) 社会教育活動への支援

公民館、図書館、郷土博物館等社会教育施設の整備に努め、学習・交流の機会や情報の提供を充実するとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

(4) 文化施設の整備・充実

郷土の貴重な文化遺産や伝統文化などを保存・継承し、史跡等の整備に努めるとともに、文化施設の整備・充実に努める。

(5) スポーツの振興

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備や指導者の育成・確保等に努める。

(6) 施設の利用促進

次世代を担う子供たちが健やかに育つよう、青少年対策地区委員会や自治会、PTAなどの関係機関や文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るなど、学習の機会や活動の場の確保に努める。

(1) 生涯学習の推進

平成19年度からの第二次生涯学習推進計画に基づき、生涯学習の振興を図り、市民が主役の生涯学習社会の実現を目指す。

■施策の取組状況

① 多摩湖塾（ひがしやまと出前講座）の実施

平成20年度実施分について、延べ16件、320人の参加があった。

② 学びあいガイド・東大和市生涯学習人材バンク

生涯学習を推進するため、学びあいガイドを945冊作成・発行し、市が主催する事業の内容を紹介した。また、東大和市生涯学習人材バンクの冊子を発行し、人材バンク制度の紹介をした。

③ 東大和市民文化祭

平成20年10月18日から11月3日までの17日間実施し、観客は10,948人であった。

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 多摩湖塾の各課メニューの充実や多摩湖塾の周知を図っていきたい。
- ② 学びあいガイドと生涯学習人材バンクの2種類の冊子は、市民に分かりにくいいため、市民が利用しやすい掲載内容の検討をしていく。
- ③ 市報やチラシ等によって、広く市民に周知し、市民の間に文化を普及し、市民文化の向上と合わせて市民相互の交流を図る。

(社会教育課)

(2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、生涯学習関連機関との連携・協力を図るとともに、市民の生涯学習を総合的に支援する。

■施策の取組状況

① 東大和市社会教育団体育成事業

市民の自主的な社会教育活動を促進することによって、東大和市の社会教育の発展を図るため、東大和市社会教育関係団体連合体（8団体）に対して、合計3,905,827円を交付等の援助を行った。

② 東大和市生涯学習人材バンク

生涯学習人材バンクに44名が登録をしている。この制度の周知を図るため、登録者によるお試し講座を実施した。中央・南街・上北台の公民館を会場として4日間で12講座、115人の参加であった。また、人材バンクの利用は7件あり、52人の延べ参加者数であった。

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育団体育成のため、補助金を交付していく。
- ② 東大和市生涯学習人材バンクの周知を図るため、お試し講座の実施をしていく。

(社会教育課)

(3) 社会教育活動への支援

公民館、図書館、郷土博物館等社会教育施設の整備に努め、学習・交流の機会や情報の提供を充実するとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

■施策の取組状況

① 公民館の利用状況

社会教育機関として、社会教育法第20条を目的とする利用及びその他の利用に供することにより地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、自主グループ活動等の推進に貢献した。

内 容	開館 日数 (日)	利用件数及び利用人数							定期 利用 グル ープ 数
		件	一般	市役所	主 催	有 料	合 計	利用率	
		人							
5 館 合 計	1,530 (1,518)	15,329 (14,868)	895 (791)	974 (834)	407 (380)	17,605 (16,873)	63.93% (61.75%)	381 (377)	
		173,028 (170,725)	26,132 (26,042)	19,608 (18,610)	8,587 (10,360)	227,355 (225,737)			

※定期利用グループ数は、平成20年4月現在。

()は前年度

② こうみんかんだより等の発行状況

公民館事業に関する情報提供及び利用グループ相互の情報交換の場として、さまざまな情報を提供した。こうみんかんだよりは主に新聞折込により、また各館だよりは主に職員の各戸配付により、市民へ配布した。

名 称 (発行館)	発行回数 (発行月)	発行部数
こうみんかんだより (5館合同)	6回 (5、7、9、11、1、3月)	186,400部
中公タイムス (中央)	3回 (5、9、1月) ※「ぞうしき公民館だより」は、1月号から「あすなるだより」へ名称変更	7,500部
ハロー公民館 (南街)		9,000部
こんにちは狭山公民館 (狭山)		7,500部
ぞうしき公民館だより (蔵敷)		3,900部
こだまの森 (上北台)		12,000部
合 計		226,300部

③ 主催講座等の開催

子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域課題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めた。

施設名	対象															合計		
	子ども			青年			成人			保育付			高齢者			講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数
	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数			
中央	4 (4)	6 (7)	287 (77)	5 (6)	50 (62)	2,458 (1,993)	2 (1)	10 (3)	144 (15)	2 (2)	26 (26)	344 (383)	—	—	—	13 (13)	92 (98)	3,233 (2,468)
南街	3 (3)	10 (10)	534 (507)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (4)	33 (25)	975 (437)	1 (1)	9 (9)	216 (132)	—	—	—	9 (8)	52 (44)	1,725 (1,076)
狭山	2 (4)	7 (14)	188 (443)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (4)	21 (15)	312 (283)	1 (1)	7 (7)	84 (102)	1	9	357	8 (9)	44 (36)	941 (828)
蔵敷	2 (4)	7 (15)	186 (299)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)	15 (11)	293 (179)	1 (1)	7 (10)	57 (105)	1	5	61	7 (7)	34 (36)	597 (583)
上北台	2 (2)	4 (4)	104 (77)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (2)	17 (9)	311 (260)	1 (1)	8 (8)	145 (73)	—	—	—	7 (5)	29 (21)	560 (410)
新掘	1 (1)	1 (1)	19 (39)	— (—)	— (—)	— (—)	— (1)	— (10)	— (476)	— (—)	— (—)	— (—)	1	10	581	2 (2)	11 (11)	600 (515)
合計	14 (18)	35 (51)	1,318 (1,442)	5 (6)	50 (62)	2,458 (1,993)	18 (14)	96 (73)	2,035 (1,650)	6 (6)	57 (60)	846 (795)	3	24	999	46 (44)	262 (246)	7,656 (5,880)

(中央公民館)

() 内は前年度

④ 図書館資料の充実

高度化、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料の収集に努めた。

	中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	合計
購入 点数	11,198点 (10,056点)	3,262点 (3,111点)	4,350点 (10,475点)	18,810点 (23,462点)
購入 金額	25,384,672円 (19,572,473円)	5,690,324円 (4,424,997円)	7,728,723円 (20,609,318円)	38,803,719円 (44,606,788円)

⑤ 学校との連携

ア 中央図書館見学会

- ・小学3年生対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、本やおはなしの楽しさや、図書館の利用方法を知ってもらった。全10校・24クラス・764名

- ・保育園・幼稚園年長組園児対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、絵本やおはなし会の楽しさを味わってもらった。11園・365名

イ 団体貸出・資料相談

「総合的な学習」や「調べ学習」などで子どもたちが調べものをする場合、学校図書館では足りない部分の援助を行った。調べ学習の依頼101件、3,284冊

⑥ リクエストサービス

他の利用者が借りている資料は返却され次第、市内の他館にある資料は取り寄せて提供した。また、市内で所蔵していない資料は、購入もしくは東京都立図書館や他の図書館から借用・紹介して提供した。

・リクエストサービス受付数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	合計
24,364 (22,195)	7,230 (6,530)	9,002 (5,707)	40,596 (34,432)

()内は前年度

⑦ レファレンスサービス

利用者から調査・研究などのための資料(情報)を求められたときに、検索の援助や資料の提供を行った。

・資料案内数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	計
17,017 (15,111)	2,382 (3,097)	4,633 (3,842)	24,032 (22,050)

()内は前年度

⑧ 利用状況

3館体制が定着し、利用者数が開館以来の最高数を記録した。

・貸出点数 (単位：点)

	平成20年度	平成19年度	比較増減
中央図書館	476,967	455,457	21,510
桜が丘図書館	101,913	99,026	2,887
清原図書館	146,667	124,195	22,472
合計	725,547	678,678	46,869

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

⑨ 郷土博物館の常設展示及び企画展示

常設展示のほか、企画展示室で博物館収蔵資料による「しまう民具」や「鳥の羽と巣展覧会」等の資料展示を行い、18,465人の入場があった。

ロビー展示は、小学生が狭山丘陵で学んだ植物観察や多摩地域に今も残る戦争の傷跡など、3つのテーマにより展示を行った。

旧日立航空機(株)変電所では、「多摩の戦跡写真パネル展」を行い426人の入場があった。

⑩ プラネタリウムの投影

プラネタリウムでは、一般投影、特別投影、学習投影、幼児投影を行い、11,285人の入場があった。

一般投影では、「第2の地球をもとめて」(春番組)「宇宙はじまりの物語」(夏番組)「ボクたちの新竹取物語～月周回衛星かぐや」(秋番組)等の投影を行い、観覧者は、6,441人であった。

特別投影は、「プレママのためのプラネタリウム」等の投影を実施し、491人の観覧者があった。

学習投影は、学校教育の一環として、各校の希望に応じて、「季節の星の紹介」、「星の探し方」、「月の満ち欠け」などについての投影を行った。市内外の学校の利用があり、全体で36校、2,484人の観覧者があった。

幼児投影は、幼児にもわかりやすく、星に興味を持つよう、簡単な星の解説と「ぼくたち惑星8兄弟」の番組を投影した。市内外の幼稚園、保育所、児童館などからの観覧があり、34団体、1,869人であった。

⑪ 郷土博物館の教育普及活動

狭山緑地自然ガイドを短時間の自然観察会として実施し、293人の参加があった。

星空に慣れ親しみ、夜空の星を観察し、環境を考える機会として、星空観察会を実施し、49人の参加があった。

昼間に観察できる太陽などを対象に昼間の星の観察会を実施し、349人の参加があった。

博物館講座は、史跡めぐり、植物画教室を実施し、延べ288人の参加があった。東村山ふるさと歴史館と共催した「狭山丘陵市民大学」及び「はじめての草木染め」に57人の参加があった。

⑫ 学校教育と郷土博物館との連携

学校教育の一環として、8校453人の展示見学があった。

講師派遣及び出張授業として、理科・社会・生活科・総合的な学習に対応するよう、郷土博物館の職員が各学校や市立狭山緑地等に出向き、環境学習等を89件実施した。

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、さらには出会いとふれあいの場である地域ネットワークの核となるよう自主グループ活動等の推進に努めていく。
- ② より多くの市民の方々に公民館を知っていただくとともに、利用していただけるよう、さらなるPRに努めていきたい。また、職員の各戸配付による各館だよりの配付は、地域住民とのコミュニケーションの場としても重要であることから、今後も継続して実施していく。
- ③ 引き続き、子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域問題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めていく。

(中央公民館)

- ④ 選書に当たっては、利用者の要求及び蔵書の内容、予算等を勘案しつつ、日常的に東大和市立図書館の蔵書に厚みと広がりを加えていく視点が必要である。

さらにさまざまな年齢、職業、思想及び信条の利用者の要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集するように努めていく。

- ⑤ア 学校と連携を図り、小学3年生を対象に図書館見学を実施することにより、図書館の概要説明や館内見学を通して図書館のことを知ってもらうとともに、本の楽しみ方を味わってもらう。

また、全生徒に対して図書館利用カードを作ってもらえる機会となることから、見学会後も継続的に利用してもらえるようにする。

イ 「総合的な学習」や「調べ学習」など学校図書館では足りない部分の援助を引き続き行っていく。

⑥ 引き続き、資料購入費の確保や他の図書館との連携を図っていき、利用者の求める資料を迅速かつ的確に提供できるようにする。予約待ち人数の多い資料は、「人気の本」のチラシを掲示して資料の寄贈を呼びかける。リクエストサービス制度を知らない利用者に図書館だよりなどを通してその内容を周知する。

⑦ 利用者からの幅広い調査依頼に迅速、的確に対応するためにレファレンス資料の充実に努めるとともにそれらを使いこなすためのスキルアップ研修を行う。

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

⑧ 清原地域は、高齢者世帯が多く、また小学校にも近いため、高齢者や小学生に利用しやすくなっている。今後も資料の充実・向上に努めていく。

(清原図書館)

⑨ 郷土博物館は、平成6年の開館以来13年が経過し、設備の各所に老朽化が目立つ。中には、機能が停止したままのものもある。また、常設展示の内容も開館以来変わっていない。今後、これらの計画的な改修を検討していく。

旧日立航空機(株)変電所は、貴重な戦災建造物である。これを平和教育に活用していく。ただし、一般公開するためには改修工事が必要となる。

⑩ プラネタリウムの入場者数が減少傾向にあるため、PR方法や上映番組の内容を検討していく。

⑪ 郷土博物館周辺の自然環境、市指定文化財や収蔵資料、プラネタリウム等の施設を有効に活用した教育普及活動を実施しており、今後もさらに充実していく。

一部の講習会等では参加者が少ないものも見られるため、内容やPR方法をさらに工夫し、参加者の増加に努めていく。

⑫ 歴史・自然・天文については、児童・生徒が学習する上で必要なことから、充実に努めていく。

(社会教育課)

(4) 文化施設の整備・充実

郷土の貴重な文化遺産や伝統文化などを保存・継承し、史跡等の整備に努めるとともに、文化施設の整備・充実に努める。

■ 施策の取組状況

① 文化財保護

文化財保護法第93条に基づく土木工事に伴う届出の受理・指導は8件で、そのうち職員が1か所(高木3丁目)で試掘を行ったが、遺構や遺物などは発見されなかった。

(社会教育課)

■ 今後の取組の方向性

① 指定文化財や収蔵資料は、適正に管理を行い、学校教育の教材としても活用されている。今後も、文化財の保存や継承に取り組んでいく。

(社会教育課)

(5) スポーツの振興

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備や指導者の育成・確保等に努める。

■施策の取組状況

① スポーツ施設の整備

桜が丘市民広場の老朽化により危険なサッカーゴールを買い替え、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図った。

また、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む）及び桜が丘市民広場のグラウンド修繕を行い、良好なスポーツ環境の整備に努めた。

② スポーツ指導者の育成

地域のスポーツ実技の指導やスポーツ活動促進のための組織の育成等を行っている体育指導委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図った。

講演会派遣 8回

技術講習会 2回

(体育課)

■今後の取組の方向性

① 市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため、引き続きスポーツ活動を継続的に実践できるようなスポーツ環境の整備を進める。

② 引き続き、地域のスポーツ指導者である体育指導委員を各種研修会に派遣し、知識や技術力の向上を図る。

また、各種団体やグループの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため指導者の育成は重要と考えられるので、東京都体育協会等が実施している指導者育成講習会等の情報提供体制を整備する。

(体育課)

(6) 施設の利用促進

次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう、青少年対策地区委員会や自治会、PTAなどの関係機関や文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るなど、学習の機会や活動の場の確保に努める。

■施策の取組状況

① 学校体育施設の利用促進

各小中学校に世話人を配置し、毎月打合せ会を開催して各使用団体間で調整のうえ使用申込みの取りまとめを行った。

また、打合せ会で予約の入らなかった日を毎月24日（日・祝日の場合は翌日）から、先着順により貸出しを行った。

区 分	校 庭	体 育 館
小 学 校	2, 249件 (2, 223件)	3, 121件 (3, 395件)
中 学 校	41件 (55件)	1, 705件 (1, 877件)

() 内は前年度

② 体育施設の利用促進

使用日の属する月の2か月前の月の15日から25日の間に抽選予約の受付、その後使用月の属する月の1か月前の5日（日・祝日の場合は翌日）から一般受付を

行い、体育施設の利用促進を図った。また、市民体育館では、利用割当を設定し、団体及び個人への貸出しを行った。

区 分	個 人	団 体	計
市民体育館	27,425件 (30,076件)	4,544件 (4,408件)	31,969件 (34,484件)
上仲原公園テニスコート	5,823件 (5,288件)	—	5,823件 (5,288件)
〃 野球場	—	742件 (917件)	742件 (917件)
桜が丘市民広場	—	1,922件 (2,002件)	1,922件 (2,002件)

()内は前年度

③ スポーツ活動の場の提供

自治会や青少年対策地区委員会及び障害者団体等と連携し、幼児から高齢者までの全市民を対象に、ふれあい市民運動会を実施した。

また、児童や青少年の健全育成を目的とした大会及び教室を実施した。

名 称	期 日	参 加 者	対 象 者
ふれあい市民運動会	10/12	1,400人	全市民
サッカー教室	7/25 午前、7/26 午前・午後、7/27 午前・午後、7/28 午前	延べ331人	小・中学生
スポーツチャンバラ教室	7/23～8/1 (全5回)	延べ72人	小学生
レッツ！エンジョイ！！ ニュースポーツ	2/8	36人	〃

(体育課)

■今後の取組の方向性

① 地域における身近で親しみやすいスポーツ活動の場である学校体育施設の開放については、重要と考えられるので引き続き利用の促進を図る。

② 市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため、体育施設の貸出しを引き続き行い利用の促進を図る。

また、市民体育館については、利用ニーズに合わせた利用割当とするよう見直しを定期的に行い、さらなる利用の促進に努める。

③ 児童・青少年にとってスポーツ活動に親しむことは、心身の健全な発達を図る上で大きな役割を果たすとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うという重要な意義を有していることから、引き続き児童や青少年を対象とした教室や大会等を実施する。

また、対象者のニーズに合った種目や実施日時等の再検討を行い、一人でも多くの参加を促すことが必要である。

(体育課)

基本方針 4

「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

21世紀の教育改革を推進するにあたり、家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、東京都教育委員会等との連携・協力のもとに、東大和市の特性を踏まえた教育行政を進めるとともに、市民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した効率的で透明性の高い開かれた学校経営の推進を支援する。

(1) 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、学校の在り方について検討を加え、開かれた信頼される学校づくりを一層推進する。

(2) 学校特色化

市民から信頼され、魅力ある学校、特色のある教育活動を目指し、学校教育の改善を推進するために、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営計画に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する学校経営マネジメントサイクルを確立させ、学校の組織的な取組、自主性・自律性の確立を図るよう支援する。

(3) 教員研修の充実

教員の授業力、生活指導等の対応力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修や学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。また、「2・3年次授業研究」等の研修や校内研修の活性化への支援をとおして学校内における人材育成の仕組みを整える。

大量退職時期を迎え、新規採用者がより円滑に教育活動のスタートが切ることができるよう初任者研修の充実を図る。

(4) 教育ボランティア

教育ボランティア等の学校外の人材を登用するなど、学校の運営方法を一層改善していく。

(5) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から学校施設・設備の補修改善に努め、学校施設・機能の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

(6) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応のあり方等の改善を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

(7) 安全対策

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、

関係機関等と連携し、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の取組や学校安全ボランティア（スクールガード）等による登下校時の見守り活動を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

（１）学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、学校評価の在り方について検討を加え、開かれた信頼される学校づくりを一層推進する。

■施策の取組状況

① 学校毎の学校運営連絡協議会の実施

全小・中学校において、年３回以上の学校運営連絡協議会を開催し、学校に対する理解と改善意見をいただき、学校経営へ反映させることができた。

② 学校評価研修会の実施

学校教育法の改正に伴い、学校評価の導入に関しての研修会を校長及び学校運営連絡協議会委員を対象に実施した。

（指導室）

■今後の取組の方向性

学校評価の導入に伴い、学校評価を活用し開かれた学校づくりを一層進める。そのために、児童・生徒や保護者等の授業評価を積極的に取り入れる。

（指導室）

（２）学校特色化

市民から信頼され、魅力ある学校、特色のある教育活動を目指し、学校教育の改善を推進するために、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営計画に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する学校経営マネジメントサイクルを確立させ、学校の組織的な取組、自主性・自律性の確立を図るよう支援する。

■施策の取組状況

① 各学校における学校経営方針の作成

学校経営方針を作成し、教育活動の取組や成果を検証するために、学校運営連絡協議会を実施した。

② 当初訪問の実施

各学校の学校経営方針の重点・人事等について聞き取り、学校経営の支援を行った。
当初訪問実施校 15校 15回

③ 指導室訪問の実施

校長の学校経営方針等を聞き取り、学校における児童・生徒の教育活動を参観することにより、校長の学校経営支援に役立てた。また、研究授業を実施し、指導主事が指導助言することにより教員の授業改善を図った。さらに、様々な課題について校長・教職員と協議・懇談により交流を図り、学校の教育課題の解決を図った。

指導室訪問実施校 8校 8回

（指導室）

■今後の方向性

全小・中学校において学校経営計画の作成を進め、学校運営連絡協議会委員に外部評価を実施していただき、学校経営のマネジメントサイクルを確立させる。また、当初訪問及び指導室訪問の内容充実を図り、学校経営の支援を行う。

(指導室)

(3) 教員研修の充実

教員の授業力、生活指導等の対応力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ人事考課と連動した能力開発型の研修や学校運営の中核となるリーダー層の育成研修の充実を図る。

大量退職時期を迎え、新規採用者がより円滑に教育活動のスタートを切ることができるよう初任者研修の充実を図る。また、「2・3年次授業研究」「4年次授業観察」学校運営の中核となるリーダー層を育成するための「師範研修やまと」を始めとした「授業力・生活指導対応力向上研修」「10年経験者研修」「主任研修」「主幹教諭研修」等の研修や校内研修の活性化への支援を通して学校内における人材育成の仕組みを整える。

■施策の取組状況

① 初任者研修の実施

初任者教諭及び期限付任用教員を対象に、初任者研修会を実施した。

対象教諭 24名 回数 16回

② 2・3年次授業研究の実施

2・3年次教諭を対象に、1名の教員につき①年間3回の授業研究②年間4回の校外における研修を実施した。

対象教諭 45名 授業研究回数 延べ135回

③ 4年次授業観察の実施

4年次教諭を対象に、1名の教員につき年間1回の授業観察を実施した。

対象教諭 18名 授業観察回数 18回

④ 10年経験者研修の実施

10年経験者教諭を対象に、研修会を実施した。

対象教諭 4名 回数 7回

⑤ 経営塾やまとの実施

管理職を対象に、研修会を実施した。

対象校長・副校長 30名 回数 6回

⑥ 師範研修やまとの実施

管理職の推薦する主幹・教諭を対象に、研修会を実施した。

対象教諭 16名 回数 6回

(指導室)

■今後の取組の方向性

職層に応じた研修内容を充実し、教員のライフステージに応じ人事考課と連動した能力開発型の研修の充実に努める。

(指導室)

(4) 教育ボランティア

教育ボランティア等の学校外の人材を登用するなど、学校の運営方法を一層改善していく。

■施策の取組状況

① 教育ボランティアの活用

教育情報室を拠点として教育ボランティアを登録し、各学校が必要に応じて活用できるように整備した。

教育ボランティアの登録数 143名
各学校の教育ボランティアの活用数 延べ975名

② 教育ボランティア連絡会の実施

教育ボランティアの資質の向上を図るために、連絡会を実施した。
教育ボランティア連絡会 1回 参加者数20名

(指導室)

■今後の取組の方向性

教育情報室を拠点としてより多くの教育ボランティアを募集するとともに、各学校においてボランティアを活用できるように、近隣大学（明星大学、中央大学、国立音楽大学等）への募集を進める。

(指導室)

（5）学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から学校施設・設備の補修改善に努め、学校施設・機能の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

■施策の取組状況

施設の利用促進【再掲〈28～29ページ〉】

■今後の取組の方向性

施設の利用促進【再掲〈28～29ページ〉】

（6）危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応のあり方等の改善を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

■ 施策の取組状況

① 不審者情報の提供

不審者事案発生時に各学校に不審者情報を提供し、二次被害の防止に努めた。
件数 28件

(指導室)

② 自転車運転免許制度

児童を交通事故から守り、安全に自転車を乗れるように、基本的な自転車の乗り方、交通ルールについての講習会・実技指導を警察、安全協会、保護者、関係機関の協力を得て、小学校全校で行った。

ア 講習会（全児童を対象に講習及びペーパーテスト）修了者に運転免許証及び反射合格シールを配布

イ 実技指導（3年生対象）

（単位：人）

内 訳	参加者数	内 訳	参加者数
教職員	50	警察署・駐在署員	21
児 童	781	交通安全協会	76
PTA・保護者・青少年対策委員	111	教育委員会・土木課	30

③ スタントマンによる体験型交通安全教室

交通ルールの遵守及び交通マナーの向上、交通安全に対する意識の高揚を図るため、スタントマンの交通事故実演による、交通安全教室を実施した。

ア 実施日 平成20年9月30日（火）午後1時30分～午後3時00分

イ 場 所 第四中学校

ウ 参加者 全生徒、PTA、警察署、教育委員会・土木課

（学校教育課）

■ 今後の取組の方向性

① 個人情報等の取り扱いに配慮しつつ、不審者情報の連絡体制を強化する。

（指導室）

② 自転車運転免許制度

児童の交通事故は全体的には減少しているものの、依然として自転車による事故の割合は高いことから、交通事故を防止するため、引き続き警察、安全協会、保護者、関係機関と連携を図り、自転車の講習会・実技指導を行う。特に交差点の安全な渡り方や生活道路での自転車の乗り方について、重点的な指導を行う。

保護者に対しては、教育委員会だよりやパンフレットにより児童の交通安全について、一層の啓発を図る。

③ スタントマンによる体験型交通安全教室

交通事故の重大さや交通ルールの一層の理解を深めるため、交通事故の疑似体験を取り入れた交通安全教室を、各中学校で実施していく。

（学校教育課）

（7）安全対策

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の取組や学校安全ボランティア（スクールガード）等による登下校時の見守り活動を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

■ 施策の取組状況

① スクールガードのボランティア保険に加入

スクールガード（学校安全ボランティア）が通学路の見守りや地域のパトロールを行う際の万一の事故に備え、傷害保険と賠償責任保険が一体になったボランティアに加入した。（149名加入）

② スクールガード養成講習会の開催

各小学校で活動しているスクールガードの養成を図るとともに、参加を呼びかけ

るため、スクールガード養成講習会を開催した。

- ・実施日 平成21年12月17日(木) 午後2時～3時30分
- ・場所 市役所会議棟
- ・内容 具体的な防犯対策(地域・子供)、見守り活動の意義と注意事項等
- ・参加者数 20名

③ **スクールガード・リーダー(地域学校安全指導員)による巡回指導**

元学校長1名を委嘱し、各中学校を巡回して安全施設の点検や指導・助言を行った。

平成21年1月～2月・・・中学校 5校

(学校教育課)

④ **セーフティ教室の実施**

全小・中学校において、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけるセーフティ教室を実施した。

非行防止9校 犯罪被害防止14校 ハイテク犯罪防止8校(重複回答)

(指導室)

⑤ **地域安全マップづくりの推進**

児童が通学路における危険から身を守るための力を育めるよう、各小学校では、地域安全マップづくりに取り組んだ。

- ・親子点検の結果で作成 9校(一・二・三・四・五・七・八・九・十小)
- ・授業の中で作成 7校(一・二・五・七・八・九・十小)
- ・教員・PTA・ボランティアが参加 6校(一・三・四・五・六・十小)

(学校教育課)

■ **今後の取組の方向性**

①② スクールガードがそれぞれの地域で無理なくパトロールや見守り活動が続けられるよう、支援に努めていく。

③ スクールガード・リーダーを配置し、小・中学校の安全施設の点検を行っていく。

(学校教育課)

④⑤ 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を身に付けるため、セーフティ教室の内容の充実や地域安全マップづくりの一層の支援に努める。

(指導室)

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

1 聖徳大学 児童学部教授 廣嶋 憲一郎

教育はこれまでになく困難な時代を迎えている。家庭・地域の教育力、学校の教育力にかかわる課題は、児童生徒の問題行動や学力に直接的な影響を及ぼしている。これらの課題の解決には、それぞれの教育機関が確固たる信念をもって役割を全うすることが必要である。教育委員会には、そのためにいかに有効な施策を打ち出すかが問われている。

平成20年度の東大和市教育委員会の施策で、とりわけ有効であったと思われるものは、「いじめ・不登校の対策」「基礎学力の向上」「読書教育の推進」「授業改善推進プラン」「教育環境の整備」「食に関する教育の充実」「特別支援教育の推進」「社会教育活動への支援」「教員研修の充実」「危機管理体制の充実」などである。

「いじめ・不登校の対策」では、学校へのスクールカウンセラーの配置やメンタルサポートスタッフの派遣、24時間電話教育相談の開設などに加え、不登校対策研究推進チームを設置するなどした結果、不登校児童・生徒が15%減少している。不登校児童・生徒の出現状況を研究的に解明し、対策を講じている点を高く評価したい。

「読書教育の推進」では、学校図書館指導員を配置し、学校図書館の整備、充実を図ったことにより、今後、児童・生徒の読書意欲や情報活用能力が高まることが期待できる。これからは、各学校が学校図書館をどのように活用していくかが課題となる。

「特別支援教育の推進」では、教育委員会の組織編制変更に伴い、特別支援教育担当を設置し、各学校への支援体制が強化された。「東大和市特別支援教育取組マニュアル」の作成・配布や巡回指導・相談体制の整備、就学相談体制の充実など、特別支援教育のニーズに応える体制が構築されつつある点を評価したい。

本報告書は、前年度の反省を生かし、結果を数値で示す工夫が見られる。このことにより、例えば、教育委員会の開催状況や教育委員の学校訪問等がかなりの頻度で行われていることが分かる。反面、道徳授業地区公開講座の参加者が思いの外振るわないことなども読み取ることができる。数値が万能とは言えないが、振るわないものについては、それぞれの部署で原因を明らかにし、改善の手を打つことが、市民の期待に応えることになると考える。

2 元海外日本人学校長 鈴木 恭平（市民公募）

平成20年度の市教育委員会の策定する基本方針に基づく主要施策について事務の執行管理は、おおむね適切に行われたと認められる。さらに改善、発展が望まれる点も含め、以下に考えを述べる。

基本方針1については、「人権尊重の教育」「社会貢献の精神の育成」の取り組みにおいて、建前ではなく本市の実態に即した計画立案を立て、学校、家庭、地域の連携に焦点を当てていることが認められる。道徳授業地区公開講座には

保護者、地域の参加も多く、さらに「教育の日やまと」等を活用して三者の協働を図っている事が注目される。また、不登校対策研究チームの設置は、不登校児童生徒減少の実績を上げてもいる。

基本方針2の中では、学校教育における授業改善推進プランの施策がなされているが、その作成、実施、改善のサイクルに教員研修をからめて、充実を期してほしい。基礎学力の向上がその基盤になっていると思うが、教員の「授業力」がその推進力となる。「塾の指導者は学校の教員より、その力がある」等という声を聞くが、必ずしも事実ではない。多くの教員が優れた授業力を持っていることを、経験上からも知っている。それが、生かされない原因は多々あるが、教員の仕事の多さのゆえ、指導の中で「授業」にかける研究時間の少なさがある。「授業を見合う」「優れた授業に学ぶ機会」を重点化した研修機会をぜひそのサイクルの中に設置してほしい。また、少人数の集団による指導を取り入れているがその効果をあげるためには、「編成」の仕方が重要な鍵になる。単なるクラス折半の編成で「児童生徒に目が届く」であってはならない。学力向上には、低学力児童生徒に、学ぶ楽しさを分からせる事によって、全体のレベルアップが期待される。ぜひ、大胆な編成をすることで成果をあげてほしい。

基本方針3, 4では、「生涯学習」「市民の教育参加」に焦点をあてている。東大和市も財政的には大変だが、教育にかけて誇れる施策の向上に全市が取り組むためには、市民の意識の向上がポイントになる。また、さらに開かれた学校にするためにも、学校経営連絡協議会の発展には、地域住民の協力が欠かせない。児童生徒を持つ父母のみにかたよらない市民一般の協力、参加を拡大するためには、社会教育の各分野で学校教育とのしっかりとした連携をすすめることの大切さを再認識し、目標達成のためにさらに努力を続けてほしい。

最後に、諸施策の更なる成果をあげるために、ぜひとも広報活動に工夫を凝らして進められたい。

3 東京都立東大和高等学校 PTA 会長 内田 裕子（市民公募）

平成20年度における東大和市教育委員会の運営状況並びに基本方針に基づく主要施策・事務事業について、管理執行状況の点検及び評価報告書また教育委員会の説明を受け、概ね着実に行われたものと評価します。

その中で、児童・生徒が毎日楽しく学校へ通える環境作りは、子供たちの学ぶ権利を保障し、次世代を担う子供たちの未来を明るくするものです。

そのための取り組みとして、第1に、いじめ・不登校の対策として、新規に「不登校対策研究推進チーム」を立ち上げ、講演会や関係機関との連携、各校の欠席状況について分析を行うことで、欠席児童・生徒が前年度比15%減少したことは素晴らしい成果です。

第2に、基礎学力の向上のために、習熟度に応じた少人数学習指導員の配置校が8校から11校に増えたこと。授業が分からない子供をなくし基礎学力を向上することは、各人の夢の実現のための選択肢を増やすことにつながります。

基礎学力とは具体的には何を習得することなのか、それを達成するにはどうしたらよいか、学校現場での成果を検証しつつさらなる充実を目指してください。

第3に、学校給食における今後のあり方の再検討が行われていることです。

食の乱れが言われる今日、学校給食は食育や食文化の継承など、多くの意味を含むものとなっております。特に、プレート皿から個々の食器への変更やアレルギー児童・生徒の対応など、児童・生徒のための議論を期待しております。

次に、社会教育ですが、公民館活動は大変盛んです。また、図書館の利用者も前年度より増加しております。このことから、市民の生涯学習への意欲は高いものと想像できます。その中で、郷土博物館、プラネタリウムの利用者は伸び悩んでおります。教育委員会でいろいろな企画をされておりますが、それと市民が利用したい、行ってみたいというニーズのずれがないか検証する必要を感じました。素晴らしい地域資源を有効に活用するために、マーケティング調査を行ったり、市民・地域の知恵を借り連携して事業を展開することも一つの方法ではないでしょうか。

様々な、出会い、ふれあい、高めあいのあるさらに楽しい東大和市にしたいと思えます。

東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東大和市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務（東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）に基づき教育長に委任した事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、毎年度委員会が策定する基本方針に基づく主要な施策（以下「主要施策」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価を毎年度1回実施するものとする。

2 点検及び評価は、前年度の主要施策の取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題及び今後の方向性を示すものとする。

3 点検及び評価の実施に当たっては、教育に関する学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。

(点検及び評価の報告書の作成等)

第4条 委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成するものとする。

2 委員会は、前項に規定する報告書を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年12月25日から施行する。

平成20年度東大和市教育委員会の権限に属する
事務の管理執行状況の点検及び評価報告書

平成22年3月発行

発行 東大和市教育委員会
編集 学校教育部 学校教育課
〒207-8585
東京都東大和市中心3-930
Tel 042-563-2111(代表)
<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>